

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成31年1月29日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時45分

【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

学校教育部長 市川 洋

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

庶務課課長補佐 武田 充功

小杉小学校開校準備担当担当課長 藤中 大洋

指導課担当課長 加藤 るみ子

小杉小学校開校準備担当担当係長 原田 周治

指導課担当課長 稲葉 武

生涯学習推進課長 大島 直樹

教育改革推進担当担当課長 末木 琢郎

生涯学習推進課担当課長 小林 栄一

教育改革推進担当課長補佐 重田 朋希

生涯学習推進課担当係長 玉井 玲子

教育環境整備推進室担当課長 鈴木 徹

文化財課長 服部 隆博

教育環境整備推進室担当係長 佐々木 一晃

文化財課担当係長 栗田 一生

小杉小学校開校準備担当担当部長 佐藤 公孝

庶務課経理係長 大島 崇

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 前田 博明

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岡田委員が遅れて到着される予定でございますが、教育長及び在任委員の過半数であります4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.2、議案第61号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情

報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No. 3、報告事項No. 5、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第62号は、議会への報告及び議決案件で、意思決定過程にあるため、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、これら案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 3、報告事項No. 5、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第62号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございますが、本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と前田委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第1号（市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 請願第1号（市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願）の報告について」につきまして、庶務課担当課長をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受けつけましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第1号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと思います。また、請願者

より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合は何分程度とするか、御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま報告がありました、請願第1号の取扱いについてでございますが、今後審議していくということではよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

報告事項 No. 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.3 地方自治法第180条の規定による市長の専決事項の報告について」につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番をごらんください。専決処分年月日は、「平成31年1月11日」、損害賠償の額は「49万8,600円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成17年10月31日、市立学校の体育館で、合同集会の活動中、被害者が、障害物リレーで跳び箱を飛び越えた際、体勢を崩して落下し、負傷したもの」でございます。

次に、2番をごらんください。専決処分年月日は、「平成31年1月17日」、損害賠償の額は「93万7,825円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成30年6月27日、市立学校敷地内で、本市職員が、正門付近の塀の塗装作業中、塗料が飛散し、当該学校の駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車を汚損させたもの」でございます。

これらの事件につきましては、本市に国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらにつきましては、平成31年第1回市議会定例会に報告をいたします。説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か、御質問等ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

中村委員、何か。

【中村委員】

被害者の方には大変申し訳ないと思います。2度とこういうことがないように、是非いろんな学校とかに周知していただければと思います。

特に1番のほうは、お子さんのことなので、よろしくお願ひしたいと思います。

【渡邊教育長】

是非、同じような事故が起こらないようにしていきたいですね。

それでは、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No. 4 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No.4は承認された。

報告事項 No. 5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について」でございます。説明を教育改革推進担当担当課長をお願いいたします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

それでは、「報告事項No.5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針について」御説明申し上げますので、お手元の資料、報告事項No.5資料【概要版】教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針をごらんください。

これまで、教職員の勤務時間等の実態や意識を把握し、教職員が心のゆとりを持って、児童生徒と向き合う時間や授業の準備等をする時間の確保を図るなどの対策を、効率的・効果的に実施することで、学校教育の充実を図っていくために、本市教職員の勤務実態調査を実施し、昨年4月に速報として御報告させていただいたところでございます。

その後、調査結果等をもとに、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方向性について、総合教育会議や川崎市教育改革推進会議においても御意見をいただきながら、また、学校現場の代表者等とも意見交換をしながら検討を進めてまいりました。

そして、このたび、教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方、当面の目標、取組の視点及び具体的な取組等を「教職員の働き方・仕事の進め方改革方針」として、取りまとめましたので、本日、御報告申し上げるものでございます。

それでは、「教職員の勤務実態と学校を取り巻く環境等」をごらんください。

はじめに、本市教職員の勤務実態調査の結果として、調査結果の概要について御説明申し上げます。調査結果によりますと、多くの教諭の意識は、もっと授業準備に時間をかけたいとなっており、児童生徒と向き合う学習指導を大切にするため、授業準備に時間をかけていきたいと考えていることがわかったところでございます。

次に、表の下の「勤務時間等について」をごらんください。はじめに、教諭の1日当たりの学内勤務時間は、小学校が10時間40分、中学校が11時間23分となっていること、次に、1週間当たりの学内勤務時間は、中学校教諭が63時間55分、小学校の教頭が60時間22分、そして、中学校の教頭が59時間37分となっていること、次に、29歳以下の教諭の1日当たりの学内勤務時間が、小学校が11時間28分、中学校が11時間52分となっており、若年層ほど長時間勤務の傾向となっているところでございます。

次に、始業前及び終業後の業務内容は、小学校、中学校ともに授業準備の割合が高く、終業後の業務内容は、中学校では部活動の割合が高くなっているところでございます。

次に、休日等の出勤状況ですが、中学校教諭では、約8割が月に3日以上出勤しており、その業務内容については、部活動が突出しているところでございます。

次に、持ち帰り業務を含めた1日の勤務時間の合計は、勤務日において、教頭、教諭とも11時間を超えており、小学校、中学校とも、特に29歳以下の勤務時間が長くなっているところでございます。

次に、休憩時間は、約9割の教職員が、「ほとんど」又は「どちらかというを取れていない」となっているところでございます。

続きまして、資料右側の中段の「業務に係る意識」についてでございます。教員が特に負担を感じている業務は、資料のとおり、保護者・PTA対応、調査・報告書作成等、成績処理等の割合が高くなっているが、その中で、保護者・PTA対応、成績処理等については、教員が本来担うべき業務として考えている割合も高くなっているところでございます。

次に、部活動は、学校教育において大きな役割を果たしていると感じている教職員が約9割となっている一方で、業務として負担を感じている教職員が約4割となっているところでございます。

次に、「業務改善の余地について」でございますが、学校での業務について、業務改善できる余地があると思うと回答した教職員が約6割となっているところでございます。

続きまして、資料の2ページ、「現状の考察」について御説明申し上げます。ここでは、これまで御説明してまいりました調査結果の概要ごとに、考察をしているものでございます。

はじめに、「勤務時間等について」でございますが、小学校では学級担任制で、一人の教諭の授業時数が多いことなどから、児童の在校中は空き時間がない状況であること、中学校では、教科担任制であり、授業のない時間においても、生徒指導や進路指導に関わる業務のウエイトが大きくなっていること、さらに、部活動指導に関わる時間が長い状況となっていること、そのため、小学校、中学校とも児童生徒の在校中は教職員間の会議・打ち合わせ、学校運営上必要となる校務分掌に位置付けられた事務、授業準備、教材研究等の時間を十分に取ることができない状況となっており、これらの業務が、勤務時間外の対応とならざるを得ない状況となっているところでございます。

次に、経験の浅い教諭は、複雑化・多様化する教育ニーズへの対応や、自らの指導力を向上させていく必要があることから、勤務時間外の業務が他の年代より増えていると推察したところでございます。

中段の表7は、教諭の1日の勤務状況をイメージとして表したものでございまして、上段が小学校、下段が中学校でございます。

このたびの調査結果から、始業前1時間、終業後3時間勤務をしている割合が高くなっていったことから、この場合の一日の一般的な業務の流れを表の左から右にかけて、出勤から退勤までについてお示ししてございます。

次に、「業務に係る意識について」でございますが、教頭をはじめとした中堅層以上の教職員が中心となり、若年層の教諭への指導・助言や、学校内外での研修が重要となっておりますが、そのための時間を十分に確保できない状況であるところでございます。

負担を感じている業務として、保護者対応等が高い割合となっておりますが、家庭・地域からの要望が複雑化・多様化しているため、教員としての業務と捉えつつも、負担感の要因となっていると考察したところでございます。

次に、「業務改善の余地について」でございますが、多くの教職員は会計業務や調査・報告書作成等の事務处理的な業務等について、改善の余地があると感じており、これらは、教育委員会が適切に進めるべきものと、各学校、教職員一人ひとりが取り組むべきものもあるとしたところでございます。

次に、資料の右側、「学校を取り巻く環境と在職年数別教員数の変容」について御説明申し上げます。資料にございますように、学校を取り巻く環境を踏まえますと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな支援を実施するための校内支援体制の構築とともに、経験の浅い教員も多いことから、学校全体の教育力をさらに向上させる必要があるとしたところでございます。

次に、「(3) 国全体における勤務の長時間化の現状と要因」について御説明申し上げます。中央教育審議会における、学校における働き方改革についての議論では、勤務の長時間化の要因として、若手教師の増加等、資料に記載のとおり要因が挙げられております。これらの要因は本市においても共通するものが多く、基本的な認識は共有できるものと考えているところでございます。

次に、「現状の課題」について御説明申し上げます。授業準備や教材研究に充てる時間が時間外となっている状況を踏まえますと、学校が担うべき業務、教員が担うべき業務について、役割分担の見直しや適正化を図る必要があること、また、1週間当たりの学内総勤務時間が60時間を超える教諭が多数存在している状況は、健康被害防止の観点や、ワーク・ライフ・バランスの充実等の観点からも改善が必要であるとしたところでございます。

次に、「3 働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方」について御説明申し上げます。取組の基本的な考え方として、日々、児童生徒と向き合う学校教職員という仕事の特性を考慮しつつ、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるようにすること、また、授業等本来の業務に専念できる環境を整えていくことが重要であり、それらにより、学校教育の充実を図ることで、子どもたちの笑顔や保護者からの信頼につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、本方針に基づく各取組につきましては、かわさき教育プラン第2期実施計画の基本政策V「学校の教育力を強化する」の施策1「学校運営体制の再構築」の具体的な取組を示すものとして、第2期実施計画中に実施すべき取組として位置付けたものでございます。

続きまして、資料3ページ、「当面の目標と取組の視点」について御説明申し上げます。目指すべき当面の目標として、正規の勤務時間を超える在校時間が1カ月当たり80時間を超える教職員をゼロにするをいたしました。

調査結果では、1週間当たりの学内総勤務時間が、60時間を超える教頭、教諭が多数存在しており、これは正規の勤務時間を超える在校時間が1週間当たり20時間程度超え、1カ月当たりでは80時間を超える、いわゆる過労死ライン相当となっていることを意味してございます。

したがいまして、これを当面の目標として、早急に長時間勤務の解消に向けて対応するとともに、今後、国における働き方改革の動向や勤務実態等も踏まえながら、適宜目標については、見直しを図っていきたいと考えております。

表の9では、このたび実施いたしましたタイムスタディ調査対象校の教頭、教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の分布を図示いたしましたが、例えば、小学校の教頭では、対象校の該当者のうち、約58.3%が1週間の学内勤務時間が60時間以上となっていることを示してございます。中学校教頭、小学校、中学校教諭につきましても、それぞれ対象のところを枠で囲んでおりますが、これらの教職員をゼロにしていきたいとしているものでございます。

次に、資料中ほど、「(2) 取組の視点」について御説明申し上げます。取組に当たりましては、校種や職位ごとの課題を踏まえながら、表にお示ししたとおり、3つの視点を柱として、多くの教職員が有しているやりがいも大切にしながら、総合的に方策を進めることにより、働き方・仕事の進め方改革を推進していきたいと考えております。

なお、視点に基づく具体的な方策につきましては、右ページのほうにまとめてございますので、そちらをごらんください。表の左から、取組項目、内容、工程となつてございまして、本日は、主な方策について御説明申し上げます。

はじめに、視点1でございまして、「学校における業務改善・支援体制の整備」でございまして、教員の専門性が求められる業務に一層注力できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務や、より効率化を図ることができる業務について、積極的に整理・工夫を推進することで、支援体制を整備するものでございます。

はじめに、「各学校における業務改善の支援」でございまして。各学校では、これまで、実情に応じて業務改善が実践されているところでございまして、各学校における日々の業務改善事例を、集約・周知することで、好事例を全市的に共有し活用することにより、各学校における業務改善の推進について支援してまいります。

1つ下にまいりまして、学校給食費の管理のあり方についてでございます。会計処理の透明化の向上、給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減を図るため、公会計化導入に向けて検討を進め、平成33年度から実施する計画としているところでございます。

1つ下にまいりまして、就学援助事務のシステム化でございます。これまで各学校で実施してきた事務処理や請求等の手続をシステム導入により、簡略化、効率化するものでございまして、平成31年度より実施してまいります。

視点1の一番下でございまして、留守番電話の設置についてでございます。学校では勤務時間を過ぎてからの電話については、教職員が在籍していれば対応することが多い状況でございましたが、留守番電話を設置することにより、勤務時間外に授業準備等を行う場合の時間の確保を図ったり、教職員が勤務に対して一定の区切りをつけるきっかけとするものでございまして、平成31年度は、小学校と特別支援学校に設置してまいります。

次に、視点2は「チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」でございまして。学校の組織力を一層充実させていく取組や、専門的な知見を持ち、児童生徒に一層効果的な指導・助言を

行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めるものでございます。

はじめに、上から3つ目、教職員事務支援員の配置拡充でございます。今年度試行的に3人配置してまいりましたが、配置による効果が見込まれたことから、平成31年度は28人配置するものでございます。

その下、部活動指導員の配置拡充でございます。こちらも今年度試行的に3人配置し、効果が見込まれたことから、平成31年度は7人配置するものでございます。

2つ下の法律相談体制の拡充についてでございます。現在行っている法律相談業務に加え、有資格者を新たに任用し、児童生徒を取り巻く問題や、保護者等の過剰な苦情や不当な要求等への対応に活用し、学校への支援体制を拡充するもので、平成31年度は1名任用してまいります。

次に、「視点3 働き方・仕事の進め方改革に関する意識改革の推進」でございます。教職員自身が個人や家庭で過ごす時間を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスを大切にしながら、安心して、誇りを持って働くことができるよう、勤務時間に対する意識や心身ともに健康を維持できる取組を進めるものでございます。

はじめに、一人ひとりの意識改革でございます。管理職をはじめ全教職員を対象にした、働き方・仕事の進め方に関する研修の実施や各学校の事例の共有などを通じ、継続的に意識改革を図るものでございます。

1つ下の出退勤時間の管理についてでございます。ICカードによる出退勤管理を実施することで、自らの在校時間を客観的に確認し、勤務時間に対する意識改革を進めるとともに、意識改革の契機として、教職員の健康管理や業務改善のフォローアップにつなげるものでございまして、平成31年度から実施してまいります。

1つ下の学校閉庁日の実施についてでございます。今年度は平成30年8月13日から15日を対象日とし、試行的に実施いたしました。教職員の心身の健康保持、増進を図るとともに、勤務時間に対する意識向上に向けた取組として、平成31年度以降も継続的に実施してまいります。

1つ下の部活動指導に係る方針の徹底でございます。平成30年5月に、川崎市立学校の部活動に係る方針を策定し、各学校に周知いたしました。生徒の健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するものとして、平成31年度から本格実施を図り、取組状況の把握、指導、助言を行ってまいります。

恐れ入りますが、資料の左側にお戻りいただき、「6 着実な推進に向けた取組」について御説明申し上げます。着実な推進に向けた取組として、はじめに、教職員の勤務の現状及び働き方・仕事の進め方改革の意義や取組を着実に推進するため、保護者や地域の方々の御理解、御協力をいただくため、丁寧に説明を行ってまいります。

次に、教職員一人ひとりの業務改善の軽減という観点からの教職員定数の改善や財政的支援などについて、引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。

次に、本方針に基づく取組の進捗について、いわゆるPDCAサイクルを確立し、かわさき教育プランに基づく進捗管理の中で、毎年度評価を行い、評価結果に関する報告書を作成し、公表してまいります。

続きまして、「報告事項No.5-1 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」についてでございますが、こちらは本編でございまして、15ページ以降にこのたびの方針に基づく具体的な

取組について掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、「報告事項No.5-2 教職員の勤務実態調査（最終報告）」をごらんください。先ほど調査結果の概要につきましては、概要版で御説明申し上げましたが、こちらの資料も本編でございます。

10ページをごらんください。教職員の勤務実態等については、教職員の一人ひとりの年齢、職位等の属性により違いがあることが想定されたことから、10ページには校種別に見た勤務日の状況を、12ページには年齢別、14ページには職名別と整理したところでございます。

また、勤務時間については、文部科学省の調査で、1日当たり、1週間当たりの学内総勤務時間の増加が指摘されていたことから、例えば、14ページの表3-1、3-2のように、職名別の勤務日1日当たりの学内勤務時間、また、27ページには1週間当たりの学内総勤務時間を整理したところでございます。

また、調査だけでは十分把握できない状況を把握するため、ヒアリング調査から見てきた状況として、29ページには勤務状況について、34ページは教員のやりがいについて、40ページからは、教員が有する負担感について整理したところでございます。

また、43ページからは、業務改善の余地を、46ページからは、校内の職場環境について、調査結果から整理したところでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

この概要版の3枚目のところの、4の「当面の目標と取組の視点」というのがあって、その1番なんですけれども、「正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」ということになって、下の表の9を見ると、中学校の教諭が15.8%該当するわけですね。この表の職種でいうと。

それで、早急に長時間の解消に向けて対応するとおっしゃっているのを見ると、60時間から80時間というのは、まとめて58.3%、42.9%、26.4%ですが、この四角に囲んである80時間を、ここは1週間当たりでタイトルは1カ月。この前も、この辺の読みとりについては、どうしてもちょっと誤解をするのでというお話をしたような気がするんですね。それで、やはりここを揃えていく必要があるのが1点と、それから1週間当たりで中学校教諭が15.8%ということで、解消の具体策としては右側の取組項目を見ると、視点の2のほうの「部活動指導員の配置拡充」、来年度は3人を7人にする。それから視点の3の「部活動指導に係る方針の徹底」、この2つが1週間当たり15.8%の中学校教諭を解消するということになると、この2つの視点2と視点3の部活動にかかわる取組で、この15.8%が1か月当たりになるとどうなるのかちょっとわかりませんが、解消する見通しはどのように考えておられるのかですね。今、東橋中含めて指導員は3名入っていて、その検証がなされた上で来年が7名という数字なのか、それから現在の部活動指導、1週間に2日休むとか、1カ月の中で1日は全校で部活を休みにするとか、

そういうものの効果とかですね、そういうものを検証された上でこういう取組の人数等が決められているのかどうか、おわかりになる範囲で教えていただけたらと思っています。

【渡邊教育長】

まず、今、表9の話がありました、これは1週間当たりの学内総勤務時間で捉えなければいけないところで、タイトルにあります80時間というのは、正規の勤務時間を超える在校時間が1カ月当たり80時間を超えるということで、ちょっと紛らわしいかもしれませんが、捉え方は、今、申し上げたような形で、まずしっかり理解しなければいけないところだと思うんですね。

囲みのところの下のところ、正規の勤務時間を超える在校時間が1週間当たり20時間程度を超えていることを意味し、1カ月当たりでは80時間を超えるという、その説明のとおりだと思いますので、そこは私たちがきちんと理解しなければいけないところだとは思っています。

その上で、いかがでしょうか。

【末木教育改革推進担当担当課長】

今、教育長が言われたとおり、1つ目の質問はそういうことになります。学内総勤務時間というのは、いわゆる正規の勤務時間を含んでいますので、いわゆるここは我々の方策としては、現状としては、なかなか手がつけづらい部分でございますので、であれば、学内勤務時間以外の部分で見たいところの中、見る指標として学内総勤務時間としておりますことから、ちょっとこのようなわかりづらい表記になっておりますが、そういうことでまず御理解をいただければと思います。

それから、中学校の教諭につきましては、60時間以上43.1%、80時間以上になりますと、このような数字になるわけですが、1つは国のほうでも言われているように、部活動指導の増加が、やはり長時間の1つの要因というふうに言われているところでございます。

したがって、部活の指導に係る方針の中では、平日2時間活動時間と、それから休養日を設けるといふところによって、その部分を通常部活動指導に充てていたものが、それ以外の業務もしくは定時に退庁するというような取組を、今後、各学校に周知することをしていきたいと思っております。

今年度については、委員も御承知のように、教員の業務というのは、なかなか時間数で計れないものが多くございまして、例えば児童生徒の問題行動等が起こった場合というような、突発的な業務も多々ございますので、今回のこちらの取組を総合的にやることによって、図っていただくということでございますので、ICカードによる時間数の動向を見ながらとなると思います。実は先週の金曜日になりますけれども、国のほうから時間数の上限のガイドラインというのが、25日に示されているところでございます。

方針を、ガイドラインに沿った形で方針を策定してください、策定したところ、自治体においてもガイドラインに沿うように改めて検討をし、というような通知でございますので、来年度、ICカードによる勤務時間の動向を見ながら、さらにこの取組は推進をしていかなければいけないかなというふうに考えておりますので、ある意味、中学校においては、特別これというのは、確かにこの2つの取組になりますけれども、やはり一人ひとりの意識改革であったり、管理職の方のマネジメントによる業務の校内体制に対する見直しであったり、そのような学校における

取組と事務局における取組が一体となって行われることによって効果をあらわしていけるのかなというふうに考えておりますので、これからそのように進めていきたいというふうに考えているところです。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【前田教育長職務代理者】

ありがとうございました。

それとあと、部活動については、この施策以外にも、前にも申し上げましたけど、やはり中体連の試合とか、市とか県とか関東、全国、それから市民大会ですかね、そういうもの、それから保護者の理解とか、そういうものもトータル的にやっていかないと、やはり教員だけの意志ではなかなか解決できない問題がまだ、外堀をしっかりと埋めて理解と協力を得ていかないと難しいのかなということも感じますので、これは感想ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

質問をお願いします。A3の資料の2枚目で、左側の一番最後に、「教育委員会が適切に進めるべきもの」と「各学校・教職員」。すみません、今のは忘れてください。すみません、これは置いておいて。

右側の真ん中、「現状の課題」のところ、「学校が担うべき業務」、「教員が担うべき業務」という言葉が出てくるんですけど、学校が担うべき業務というのは、ちょっとイメージがよくわからなかったの、ちょっと教えていただきたいなど。どういうイメージで使われている言葉なのかというのを、教えてください。

まずちょっとその質問を1点お願いします。

【渡邊教育長】

ではお願いします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

国の資料にも書かれているんですが、学校が行う業務としては、学習指導、生徒指導・進路指導、それから学級経営・学校運営業務というふうに考えています。

その中で、これまでは担い手としての教員が、これらに関する全ての業務を担ってきたというところで、最終報告の8ページに業務分類表という表がついているかと思いますが、これは今回の調査の中でそれらの業務に当てはめて検討するもので、先ほどの基本の業務のベースとして、やはりこれだけの業務を学校の教諭の方が担っていくと考えた場合に、ここから、教員がメイン

でやるけれども、サポートをつけることによって軽減が図れる業務、教員以外の職種、スタッフに役割分担ができるものがないかとかというような検討を進めているところです。概ね、上段は児童生徒の指導に関わる業務、下段が学校運営に関わる業務というふうに区分をいたしましたけれども、上段の児童生徒指導にかかわる業務というのは、やはり教諭の方でないとなかなか難しいであろう、下段のほうは、学校運営にかかわる業務ですので、教員ですとか、学校経営なんていうのは、校長、教頭がやるべきものもございますけれども、こちらの業務の一部については他のスタッフだとかができないだろうかというようなイメージで今回の方針をまとめたところです。

【高橋委員】

学校が担うべき業務、教員が担うべき業務というのが並んでいたときに、保護者は、学校イコール先生と思っているので、どちらも先生が担うべき業務に見えて、でも分かれているから、じゃあ学校って書いてあるんで、じゃあ何となく先生も管理職の先生とそうじゃない先生に分かれるので、イメージとしては管理職の先生がやっている仕事と管理職じゃない先生がやっている仕事という分類なのかなというふうに思ってしまっただけですが、ただやっぱり管理職の先生も特に教頭先生なんかのお忙しいのは、それもすごく大きな問題だと思っているので、ちょっとこの書かれ方だと、今のがいまいちうまく伝わってこないかなという気がちょっとしました。

何というか、管理職とそうじゃないと分けてしまうのも、すごく危険というか、どちらも今忙しい状況なので、何となくそこがもう少しうまくあらわされているといいかなというふうに、ちょっと思いました。ちょっとわからなかったの。それを、今の説明を経ての、その後の役割分担の見直し適正化というわかるのかなという感じがいたしました。

【渡邊教育長】

国の課題整理がそうなっているところはあるんですが、杉本部長、いかがですか。

【杉本総務部担当部長】

国のほうの中教審のほうでも、「学校が担うべき業務」と、それから「基本的には学校以外が担う業務」、そして「学校の業務だけれども必ずしも教師が担う必要のない業務」、そして「教師の業務だけれども負担軽減の可能な業務」というふうに住み分けがされている部分があります。例えば、学校の業務ですが、必ずしも教師が担う必要のない業務の中には、先ほど末木のほうも言っておりましたが、調査とか統計等の回答、そして児童生徒の休み時間における対応も、教師が必ずしも担わなくても、例えばボランティアさんが、子どもたちの休み時間に校庭にいたりですとかして、安全確保を図ることができます。また、校内清掃についても、外部の人が清掃のときに子どもたちと一緒に活動することで、その時間教員が教材研究をするなど、そういう方法もあるのではないかということを示されている部分もありますので、今後、そういう点を私たちのほうでも加味しながら進めていかななくてはいけないかなという部分です。

【渡邊教育長】

管理職と一般の先生という分け方されましたけど、敢えてそうではなくて、管理職以外にも今、事務職員もありますし、学校に入っただいただいている方もありますから、もう少し幅広くとった

ほうがよろしいですね。

【高橋委員】

なので、ちょっとこの言葉が、私がそういうイメージを受けてしまったので、ちょっとわかりづらい、学校の担うべき業務というのがわかりづらいというか、学校が担うべき業務と言っちゃると、学校がやらなきゃいけない業務となってしまうと、今の教職員の方がやらなくていい仕事というふうに、普通一般の人はここを読みとれなくなってしまうので、教職員が必ずしも担わなくてもよい業務というのが、もう少しわかるような表現にしていきたいなというのが真意です。

【渡邊教育長】

今の点、何か、説明をもしもつけ加える余地があれば、ちょっとまた工夫を。括弧書きで何かつけるか、注を加えるか何かできますか。それかもう、あまりいじらないほうがいいですか。これまでの考え方の成果ですが。

【末木教育改革推進担当担当課長】

学校には教員と、それから事務職、学校栄養職員等いますが、それをトータル的に、今回の調査でも2ページにその定義を書かせていただきましたが、この調査の中でも教職員という言葉が出てきたり、教員という言葉が出てきたり、当初その違いがわかりづらいということで、教職員というのはこういう人たちを指します、そのうち教員というのはこういう人たちを指しますと示したところです。そのうちやはり、教員が担う、学校で担うべき業務というのは、教員だけではなくて全ての教職員で学校というのは運営されていますので、その中で教員の担うべき業務というのは、こういう業務である、こういう業務であるというような、先ほどのお話、全体にもしかしたらこれを言ったほうがよかったのかなと思いました。

【渡邊教育長】

この点については、教育委員会にもここで諮りましたので、そのような形でおさめていただけますでしょうかね。

何か別の件で。

【高橋委員】

あともう一つありまして、A3だと3ページ目の「4(2)取組の視点」のところで、「校種や職位ごとの課題を踏まえながら」というところに下線が引いてあるんですけども、さっき前田先生から、中学校の先生については、部活動の支度が大きく効いてくるよねというようなお話があったと思うんですけど、それは校種や職位ごとと考えたときに、例えば教頭先生の忙しいのもすごく大きな問題だと今思っています、自分の小学校も土曜日に行くと、必ず教頭先生がいるみたいな状況で、もちろん数字にも出てて、ただ、教頭先生の、上でいう1週間の表でいっても教頭先生、小学校の教頭先生でも58.3%とか、かなり多い人数がいらっしゃるんですけど、この先生方の時間を減らすのに効いてくる施策って具体的に何かあるんでしょうかということと、

もう1つの校種というか、年齢別だと思うんですけど、若い先生が多いということで、29歳以下の先生方の勤務状況のほうを見ていると、例えば44ページの、こっちの最終勤務実態調査の44ページのところの、例えば、表14-3、29歳以下、業務改善の余地はあるかどうかというので、若い先生になればなるほど、「そう思わない」とか、「分からない」と言っている先生がすごく多い。自分がやっているお仕事がまだ管理し切れてないというか、やっぱりいっぱいっばいで、どこを減らしていいかとか、工夫がわからないという状況なのかなというところがやっぱりあるのを見ると、裏の43ページにも業務改善の余地があるかどうかというので、教諭の、先生の思わない率とか、わからない率がやっぱり高くなっているというところがあって、そういうところに効いてくるようなものっていうのは、全体としてちょっとずつというイメージなのか、何か重点的に、ここが効果があるかもしれないので、ちょっと重点的にやってみたいみたいなものがあるのか、そこの教頭先生と若い先生のことってことを2点、ちょっと御意見教えていただければと思います。

【渡邊教育長】

お願いします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

まず、教頭という点につきましては、当初想定はしていなかったんですが、教職員事務支援員の配置、今年度3名行いましたが、非常に助かった、効果があったという声を、管理職からごいただきました。

やはり小学校というのは、担任制なので、朝、職員室出たら3時ぐらいまで、もう授業でずっと職員室に戻ることがないので、職員室におられるのはやはり教頭と教務の先生しかいないと。委員も学校に入られて御存じのように、学校はかなり来客が多い。今、小学校は安全面の観点から電子錠、その電子錠の解除だけでも結構負担になる。いろいろな事務作業をしている中で、そういう来客対応で仕事がとまってしまうことによる、やはり能率という部分の声を教頭のほうからも伺っていて、その事務支援員が入ることにより、その教頭先生が校内巡回をするということではイコール若手の教諭の授業の様子を見ることができたり、それによるアドバイスもできるというような効果が期待できますので、やはり教職員事務支援員が、そういう効果があるということで、今年度は小学校のほうに少し多めに配置していく予定です。

その教頭や中堅層以上の教諭の方々に、やはりゆとりが生まれることにより若手へのフォローアップということもできてくるのかなというところの中で、実は今回、学校における業務改善の支援ということで、こちらの資料に具体的には書いていないんですけども、小学校のほうで、文部科学省のほうからアドバイザーを派遣していただいて、研修を数校やりましたが、その中には若手中堅層の方も、やはり委員がおっしゃるように若手の方々は、朝業務、学校に来てまず何をすべきかというところから入らなければいけないということで、異動してきた方もそうですけれども、やっぱり確かにこの資料にもあるように、業務改善の余地があるかどうかもわからないというような状況があるのかなと思っていますので、こちらの資料のほうにも、考察の部分に書かせていただきましたけれども、2ページの「業務に係る意識」、教頭をはじめとした中堅層以上の、この部分がそれに当たるのかなということもありますので、校内体制の構築とか、支援体

制の構築ですとか、こういうところを示させていただいているところもありますので、今後、取り組んでいければなというふうに考えているところです。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【杉本総務部担当部長】

補足でよろしいですか。若手の業務改善ということでは、各学校が今、「どうしたら働き方改革ができるんだろう」ということで、意識を持って研修を進めたりしているところです。

例えば、それぞれ、教職員が自分の1日のデザインを考えながら、何時に退出したらいいんだろうか、ワーク・ライフ・バランスが保てるんだろうかということも含めて考えています。今までだらだらとやっていた、例えば学年会とって、学年で集まって話をしているそういった時間なども、おわりの時間をしっかり決めて会議を持とうですとか、各学校でいろいろ改革を進めているところですので、そういったところで若い人たちの時間の使い方というのが改善されるのをこれから期待したいと思っています。

【渡邊教育長】

では高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

最後1点だけ。一番お願いしたいことなんですけど、A3の最後のページの教育委員会のほうで取り組んでいただくのも、すごく大事なことだと思っているんですけど、着実な推進に向けての取組の2番のところで、「教職員の定数の改善」とか「財政的支援」、やっぱり大元はそこかなという思いは、親も皆思っていることですので、なかなか国を動かしていくというのは、こちらから上げていくということはすごく大変だと思うんですけども、この大元のところは引き続きやっていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

すみません。長くなりました。

【渡邊教育長】

おっしゃるように、最後の要望もきちんと声を出していかないと届きませんので、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

【高橋委員】

お願いいたします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

これまでも、市長会とか教育長協議会などを通じて、この課題は川崎だけの課題ではないので、政令指定都市が一致団結して、去年もやっていますし、国のほうの検討が今、どんどん進んでいるので、日々いろんな部分で変わってきていますので、来年度も引き続き取り組んでいき

いと考えております。

先ほどのもう一つなんですけれども、もう一つあったのが、先ほどの若手の部分というところの中で、教材の共有化というのも、この中でやはり課題なのかなというところまでいうことが何となく見えてきましたので、先輩方がつくられている副教材、そういうのも含めて共有化することによって、若手の方がゼロからスタートするんじゃなくて、いろんな意味の学校内における事務改善、業務改善というのも大事だなということがわかってきましたので、来年度は、今後その方針に基づいて、その部分も特に取組を進めていきたいなというふうに考えてございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。お願いいたします。

【渡邊教育長】

なかなか学校って、今まであるものをスクラップするというのは伝統的に難しいような体質がありますけれども、今回の中教審の答申でも、スクラップアンドビルド、新しいものを入れるには、何かやはり見直して潰すという言葉がいいかどうかわかりませんが、余地をちゃんとつくっていかないといけないというふうに厳しく言われていますので、そのあたりを学校がどこまで意識を変えて、今まで大事にしてきたけれども、これはやめようよというところに達するかどうかにもかかっているのかなというふうに思いましたね。

ちょっと、一生懸命働きかけていかなければ、なかなかその辺の意識というのは、内部からは難しいと思いますので、そこは私たちがしっかりと、どういう状況だからこれを改善していこうというふうな声をしっかり言っていかなければいけないかなというふうに思っています。

【高橋委員】

2本、事務支援員とか、部活動指導員みたいに、もちろんスタッフを充実させるという部分と業務を精査していくというところと両方やっていくということが大事だと思いますので、それが先生たちのモチベーションを下げないで、うまく業務を改革していくということだと思いますので、よろしくをお願いします。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。

【市川学校教育部長】

非常に難しいのが、学校の先生たちというのが、先生だけじゃなくて、どの仕事も大変だし厳しいし、辛いから報酬がもらえるというか、そういう部分もあるので、何かその辺をうまく内部からも意識を変えていかないと、何かどんどんシステム化されたりいろんなことができるようになっていくことで、勘違いしちゃ先生というか、やるべきことを、何か楽になってきたよねみたいな話になってしまっても、本来のこれは、その分を子どもたちとか、そういうふうに勉強とか学習とかそういうのに使うためにこういうものがあるんだよというのが、職員自ら自分たちからそういう意識に変わっていかないと、何となく時間はできた、だけど何かよくわからない、た

だ早く帰るだけになっちゃったみたいなことでは本来やっぱり違う。その辺が先生たちになった人たちは、そういう辛いとかわかった上で皆その生き方を選んでいる人が教員になったと思うので、その辺をうまくかみ合わせながらやっていかないといけないのかなと思います。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

もう一つ、ここには書かれていないんですけど、気になっていることがあって、中教審の答申の中で、変則的な休暇を、休み中、長期休みに取りなさいと言うんですけど、休憩時間も取れていない、健康維持のためにというんですが、何か相反するような気がするんですね。

一つは、やはり今も現時点では年休を長期休みを取るということはやられていると思うんですね。それが、中教審の答申のとおり、変則的に休暇を取るといっても、現在もやっていて、そして新しいことがいっぱい新学習指導要領で入ってきて、そうするとそのための校内での研修もやらなければいけないという、何か一見相反しているように見えるんですね。年休は変則的に取りなさいと言いながら、新しいことが入ってくると校内で研修もしなきゃいけない。そうすると、それも夏休みにやらなきゃいけないということになると、本当にそういう変則的に先生方が休暇を取れるのかなというようなことも、確かに川崎は学校閉庁日だとか、家庭と地域の日とか取り組んではいるんですが、もっと根本的なものを考えると、本当にこの中教審の答申の変則的に休暇を取りなさいという、言っていることというのは効果ある施策なのかな、ちょっと疑問に思うところもあるんですね。その辺については、どう思われていらっしゃるのでしょうか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

今回の中教審の答申で、委員が今おっしゃったのは、変形労働時間制導入だと思うんです。正直、一長一短があるかななんて思っています、やはり長期休業という、他の職種にはない部分がありますので、そこをうまく活用するという意味では、有効かなと思います。

一方で、委員おっしゃっていただいたような、我々が今やっている取組の部分、要するに夏季休業中にどれだけのことを先生方がやられているかという精査をしないと、そもそも導入できるかできないかという部分があります。ただ、方策の中には実は工程表というのが示されていて、導入みたいな工程表が示されていますので、国のほうでも来年度、本格的な多分運用の議論などがされるんだろうなというふうに思っていますので、その辺を注視しつつ、来年度、夏季休業中の先生の動向なども調べた上で、本市として、これは多分聞いている範囲では導入は自治体に任せるといったようなことも、今のところ聞いてはいますので、必ずしも導入しなければいけないのかなとは思っていますが、一方では、そういう意味ではこの働き方を進めるには結構大きな方策であるかもしれないので、来年度検討してみたいと思っています。

【前田教育長職務代理者】

ぜひ、変形労働制と研修の見直しというのはセットでやっていかないと、学校が苦しむことになると思いますので、ぜひ検討していただいて、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

今、前田委員がおっしゃった中教審の答申、私も見ましたけれども、なかなか厳しい内容です。例えば、残業時間が45時間と書かれていますけれども、私はやはりまずは過労死ラインの80時間、こういう着実な進め方が川崎のよさだと思いますので、それを確実にやっていただきたいというのが1番です。無理にやったところで、結局は適当にやる人が増えるだけです。現状を踏まえた改革というのはすごく大事だと思います。

それからあと、変形労働制もそうなんですけれども、部活動のことも結構書かれていたと思うんですけども、部活動を週に3回でしたっけ。そうしたほうが手厚くなるわけですよね。あの辺とかは、どのように考えていかれるのでしょうか。

【末木教育改革推進担当担当課長】

それも最近ニュースで知ったわけなんですけれども、指針以上の休息等を設けると部活動指導員を多めに配置しますよみたいなというような国の施策だったと思っています。

【市川学校教育部長】

やはりどっちにしても、部活動指導には人だと思っんですね。お金がついてこれだけの人数を用意できても、結局その方が学校の運営とか子どもたちへの接し方というのを十分理解してもらって、スポーツなりの指導をしてもらわないと、要するに、勝利至上主義みたいな人がやってきて、その指導がどうなのかなと。この前、横浜の筒香選手がテレビで言っていましたけど、本当に自由に野球の楽しさをちゃんと小さいときにそれを教えているというか、それをしていかないと、スポーツが嫌いでいつもびくびくして、エラーをしたらどうしようという、そこだけを気にするような、そういうプレイヤーになっちゃうんだよというようなことを一生懸命語られていましたけど、やっぱり人だと思っるので、お金ついて人がいっぱい来ても、その人が学校のそういうふう十分に理解してくれる人じゃないと、なかなか導入して逆効果ということも出てきてしまうのかなと、ちょっと難しいところなのかなと。

【中村委員】

ありがとうございました。私、そういう教育観を持って改革をしていただけるのが、とてもありがたいと思います。ここに適宜目標を見直していくって書いてあるんですけども、現状を見ながら変えていかないと、先に数字ありきというのは、ちょっと違うかなという気がしますので、これからもそういう姿勢でしていただけると、とてもありがたいなと思います。

【杉本総務部担当部長】

すみません。部活動に関しては、中教審が文部科学省に対して求める取組として、大会の見直しですとか、大会の日程調整ですとか、そういうことも言われているので、今後、そちらの動向も踏まえながら進めていきたいと思います。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

方針とかいろいろなものを見させていただいて、よくできているなというのが実感です。

一つ教えていただきたいのが、研修体制の見直しでeラーニングが出ているんですけど、具体的にはどういうものになるのかということですね。まずそれをちょっと教えていただきたいんですけども。

【渡邊教育長】

何か具体のものがありましたらお願いします。

【末木教育改革推進担当担当課長】

まだ、所管課のほうで検討中なんですけど、座学形式のものであれば、一つの場所に一堂に会して受けることによって、学校を離れることになりますので、だったらコンピュータで学ぶ機会があってもいいのではないかとということで、我々行政職員のほうでは、もうかなり浸透していて、eラーニングを導入しているんですけども、市費移管がされたことにより実感された効果としても教職員のほうにもeラーニングの仕組みを使った研修ができないかということは今検討しております。

【小原委員】

わかりました。前もちょっと思っていたんですけど、せっかくシステムがあるのにもかかわらず、例えば授業の動画が、いい授業の動画がないとかというような感じなのかなというふうに思っていて、研究授業を見にいくと先生がいっぱい来ていて、見ている、だけど他の先生は見れないんですね。他のところに行っていたりとか。それって、ものすごくロスなんじゃないかって思っていて、何でこれを、もうちょっとそういう状況を変えるっていうか、アーカイブ化してとか、誰でも見られる状況、いつでも見られる、先生だけでも見られる状況等をつくらないのか、そこがとっても不思議ではないですか。

研修自体も確かに大切なんですけど、僕の感覚としては、やはりいい授業を見るという機会もあってもいいんじゃないかな。それが例えば動画であったとしても、例えばそういうところからヒントを得て、授業でこういうものを使うこともあるんだとかというふうに考えることだってあるわけですから、そういう環境をどういうふうにしてつくっていくかという、望めば学ぶ環境がすぐそこにあるというような状況をつくっていくことのほうが大事なんだろうというふ

うに感じています。研修に関してもそういうふうに思っております。

あと、部活動が先ほどからいろいろ言われているんですけども、私の感覚としては大きな役割を学校教育の中で果たしているという人が9割ぐらいいるということは、それはそうなんだろうというふうに思っています。

ただ、この改革の中で負担を感じているという方が4割いるわけですよ。まず、その4割にどれだけ効果を持っていくかというところのほうが大事なのかなど。つまり、大変だと思っている人を少なくするということが一番大事なものであって、それから全体的にどう考えていくのというふうにしていかないと、せっかくやっても効果が薄い状態で、全市に均等にいつてしまつては、せっかくやっていることがもったいないなど。

政策を何にするというのが、ここに書かれている内容の行程というのがあるんですけど、これはとっても僕が見る限りでは具体的にすごくいいものだというふうにわかるんですね。わかるからこそ、大変だと思っているところにきちんと届くようにしていかないと、せっかくやっていることがもったいなくなるからというようなところがすごくあるので、ぜひそういうふうな答えが出るような、毎年評価みたいな状態になるわけですから、そういう形でお願いしたいと思っています。これはあくまでも意見ということ。

【渡邊教育長】

岡田委員、途中からですがいかがでしょうか。

【岡田委員】

途中からなので、もしかしたら既にお話しになっていることを聞いてしまう可能性もあるんですが、今、国会に法案が提出されて、いじめ放置があったとき、教職員は懲戒処分の対象になるという法案が出そうだということで、多分これが認められると思うんですが、そうするとそれが教職員の仕事は多分増えるだろうなというふうな思いがあつて、今、つくってらっしゃることが、さらにまた変わっていく可能性もあるなということが一つあつて、今、eラーニングの話も出たんですが、eラーニングを導入したら楽になるかということ、楽にならない側面も実はありましてですね、そこら辺を総合的に見てかなくちゃいけないということとか、これも御案内だと思えますけども、経済産業省と文科省が去年の5月に出しました「ソサエティ5.0」に向けた人材育成で、社会が変わる、学びが変わる、または未来の学校という経済産業省が出した指針によると、CBT、つまりコンピューターベースドティーチングというふうにして、教育のあり方が大きく変わっていく可能性があつて、そういうふう考えたとき、何が言いたいかということ、過渡期は仕事が増えるに決まっている。そういう先を見越すようなところをしていきながら、しかし川崎の教育の質を落とさないために、この働き方改革を進めた結果、川崎の教育の質が落ちちゃつたら本末転倒になってしまいますので、そこをしっかりと見据えながらいかなくちゃいけないんだろ

うな。

私の経験でいくと、不登校を減らそうとすると、実は8月15日過ぎの教職員の不登校傾向への方への対応が非常に大事だったり、9月の特異日での自殺等を防ごうとしたときには、やっぱり8月末の関わりってすごく大事になっていたり、つまりそういう特異日があつたりするということ、教員の仕事は押しなべて平らにできるんじゃないくて、ある山のところの前は結構厳しい仕事

とか、時間数がかかるっていうことがありますので、そこら辺も見越しながら、おしなべてトータルでは8時間を超えないとかっていうのはあると思うんですが、そこら辺のこの、さじ加減という言葉でいいかどうかわかりませんが、これはやっぱり校長先生の御判断等にもなるんだと思いますので、そこら辺も十分御説明いただくというか、校長先生方をバックアップできるようなものであったらいいなというふうに思いました。

以上でございます。

【渡邊教育長】

それでは、一通り御意見いただきましたが、ただいまの報告事項No.5でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

8 議事事項

議案第58号 小杉小学校の建物の取得について

【渡邊教育長】

次に、議事事項に入ります。

「議案第58号 小杉小学校の建物の取得について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

よろしくお願いたします。

2月に市議会に上程する予定でございます「議案第58号 小杉小学校の建物の取得について」御説明いたします。

今回、建物を取得いたします小杉小学校は、一般財団法人川崎市まちづくり公社により、校舎、体育館、付随する外構等を立替施行によって建築されたものでございます。平成29年度に着工して、本年1月21日に完成しております。

はじめに、小杉小学校の校舎等について、簡単に御説明をいたしますので、A3判の資料のほうの1ページをごらんいただければと思います。左側ですけれども、小杉小学校の建物概要につきましては、ごらんとおりでございます。小杉小学校の学校敷地につきましては、33年間の事業用定期借地権を設定いたしまして、学校法人日本医科大学から借り受けておりまして、平成30年度の賃借料は2億900万円ということになっております。

その下にいきまして、建物の基本コンセプトといたしましては、「多様な学習活動や体験活動を

生み出し、支える空間づくり」、「地域に開かれ、地域との連携や交流を生む学校」、「日常の利用と共に、災害時の利用にも配慮した施設づくり」、「自然エネルギーを活用し、環境教育の場となる施設づくり」であります。

特徴的な施設内容といたしましては、「普通教室と一体として使用可能なオープンスペースの設置」、「多くの掲示スペース、多目的ホールなど発表の場の充実」、「地域の方々との交流を行うことができるラウンジの設置」、「室内仕上げ等に温かみのある木材を多用」、「十分な耐震性能の確保」などがございます。

資料の右側に完成した写真で、普通教室の前のオープンスペースや多目的ホールの状況、木材を多く使用しているという様子などがごらんいただけるかと思えます。

左側に戻りまして、立替施行制度につきましては、大規模団地等の建設に伴い、短期に集中して学校など公共施設の整備が必要となった際に、地方公共団体に集中する業務負担や財政負担を緩和する方策として考えられた制度でございます。公社等が施設整備を実施し、後に地方公共団体が建設費等を公社等に支払い、建物を取得いたします。

小杉小学校の校舎の整備にあたりましては、本市の大規模建設事業等の業務集中に伴う、経験豊富な技術職員の不足と、それから、財政負担の平準化のために、一般財団法人まちづくり公社による立替施行を実施してまいりました。

今後のスケジュールといたしましては、ごらんのとおりでございまして、本年の4月に開校を予定しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ以降は各階の平面図の図になっております。2ページにつきましては、左側に1階の平面図と、下のほうにありますのは、こちらグラウンドになっておりますが、こちらは人工芝のグラウンドでございます。右側に移りまして、2階の平面図、2階は低学年、1、2年生の普通教室等を配置しているところでございます。北側には、図面の upper side が北側になるんですけれども、北側には特別教室等も配置しているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3階、こちらの普通教室は3、4年生です。そして、4階になりますけれども、5、6年生の普通教室でございます。

あと、体育館の屋上をグラウンドとして使用できるような形をとっております。5階には、屋上のプールを乗せている、こういう状況でございます。

それでは、議案のほうをごらんいただければと思います。

議案の1ページをごらんください。「小杉小学校の建物の取得について」でございます。はじめに、建物でございます。表をごらんください。所在地は、中原区小杉町2丁目295番地1でございます。

建物の種類といたしましては、校舎・体育館棟、屋外体育倉庫、駐輪場及びボンベ庫の合わせて4棟になります。

構造・規模及び取得面積といたしましては、校舎・体育館棟は、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上5階建てでございます。取得面積は、1万1,177.32平方メートルでございます。内訳といたしましては、1階が、3,858.53平方メートル、2階が、3,189.39平方メートル、3階が、2,196.99平方メートル、4階が、1,675.42平方メートル、5階が、256.99平方メートルでございます。

屋外体育倉庫につきましては、木造平屋建、取得面積89.19平方メートル、駐輪場につき

ましては、鉄骨造平屋建、取得面積24.74平方メートル、ボンベ庫につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、取得面積1平方メートルとなっております。

取得金額は、49億6,487万7,861円でございます。

買い入れの相手方は、一般財団法人川崎市まちづくり公社でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。参考資料の1は「取得予定建物位置図」でございます。

3ページをお開きください。2になりますが、「取得予定建物配置図」、そして、次、4ページになりますけれども、3は「各階別取得平面図」になります。

以上で、議案の説明は終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

取得に関してではないんですけども、これ、今、新しい小学校って普通教室で18ですよ。今後、このあたりの地域って人が増える可能性ってないんですか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

この地域、まだ周辺のマンション開発が進んでいる状況がございまして、今でも児童数は増えている状況でございます。今回は18教室ということでございますけれども、開校後、児童の増加に伴って、30クラスまでは普通教室が確保できるように、オープンスペースであるとか、各階平面図をごらんいただくと、真ん中のところに2教室分のオープンスペースがありますので、そこを普通教室に替えたり、当該の端にワークルームですか、そこも普通教室に転用できるような形をとってございます。

【小原委員】

最大30ぐらいまではいけるということですか。わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

契約のことでよくわからないので教えていただきたいんですけども。前に、どこかの学校に行ったときに、何十年も前に造られた学校だから今さら無理なんですけれども、U字溝の上のほうに下水管がついていて、結局水が全部溢れてしまわないと、下水のほうに水がいかないという、どう考えてもつくりが変なところがあったんですね。そういう、何か買取った後に、これはどう見てもおかしいでしょうということがあった場合はどうなるんですか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

それが、建物のいわゆる建設業者というのは瑕疵担保期間というのを設けていますので、その間に不具合が生じているような場合があるのであれば、それを私どものほうから指摘をさせていただいて、それを直していただくということができますので、もしこの建物取得以降に、そういった不具合が生じているというようなことがあるのであれば、そこは指摘をさせていただいて、修復をしていただこうと思います。

【渡邊教育長】

ちなみに、瑕疵担保というのは何年でしたっけ。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

1年です。

【渡邊教育長】

1年。

【佐々木教育環境整備推進室担当係長】

ものによって違うんですけども、基本的には1年です。

【渡邊教育長】

1年、そうですか。

では、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

今の中村先生のお話に関連して、建物って、例えばマンションだったら1年後とか2年後に使っていて瑕疵があったらそれを点検したりして、業者さんが直しに来てくれるみたいのがあるんですけど、学校というのは、そういう何か例えば、夏休みに点検がありますとか、そういう瑕疵みたいなものを点検する仕組みとか、それを直してもらいたいものというものは、普通の一般的な建物と同じなんですか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

建築基準法の中に、点検をしなければならない項目がありまして、それに基づいて建物についても点検業務を行っております。その中で、不具合が生じているという場合であれば、教育委員会のほうでそこを修繕していくという方法をとるような形になります。

【高橋委員】

今のだと、普通に定期的に建物の点検をして、教育委員会で直すというお話だと思うんですけど、これは新築なので、今言った瑕疵担保のお話で。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

瑕疵担保の期間内でしたら、その問題で私どもに学校内から、あるいは点検して不具合が生じているのであれば、業者のほうにそれはお願いをするという形になります。

【高橋委員】

例えばこれ新築で、使ってみなければわからないということがたくさんあると思うんですけど、例えば夏休みの期間に、そういう点検する期間があるとか、例えば先生方にアンケートをとるとか、瑕疵があるかどうかを点検するというか、チェックするみたいなことというのは、どういう仕組みになっているのでしょうかという。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

学校では、学校の職員が建物については点検をすることになっておりまして、その点検に基づいて不具合があれば、教育委員会のほうに申し出ていただく形になります。それに伴って、必要であれば修繕を行う形になります。

【高橋委員】

特に、特段何か半年点検ですとか、そういうようなことをするわけではなくて、日常の点検の中でやっていくというイメージでよろしいですか。

【渡邊教育長】

高橋委員が言われているのは、民間住宅ならば、施工後何年か経ったら、点検で見に来て、そこで何か瑕疵があれば直すでしょうという話なので、学校は施工業者が見に来ることはないんですかというような話だと思うんですけど。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

失礼しました。1年後に、施工業者のほうから点検をするような形になっております。そこで不具合が見つかった場合には、そこで対応することになっております。

【高橋委員】

そのときに例えば、何かしら先生のほうからも、例えばさっき言った溝がおかしいよとか、この教室のこの仕組みはどう考えても使いづらいよとか、おかしいよみたいなのは、そこで直していただける、お金が発生せずに直していただくという仕組みがあるということですね。

【古内教育環境整備推進室長】

ただし、それは基本的には施工のミスのような、いわゆる瑕疵なので、設計書どおりにつくっていながら、実際使ってみると、もくろみが違ってたという場合については、そこまでは業者さんが担保するわけではないということですね。

【渡邊教育長】

あくまでも設計どおりつくられていたら、ということになりますね。

【古内教育環境整備推進室長】

まず、はじめに完成検査をやりますので、その時点でおかしいものはまず直してもらわないと、こちらのほうに所有権の移転をすることもできないところがあります。

【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがですか。

岡田委員も初めてですよ、小杉の小学校は。

【岡田委員】

初めてでございますね。お話を聞くだけでわくわくしています。

ちょっと教えていただきたいんですが、2ページ、3ページの図面の中に、トイレが私ちょっと見つからないんですが、これ、トイレはどこに設置されているのでしょうか。描いてありますか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

2階で見ますと、2階のところにテラスというのが真ん中にあるかと思いますが、テラスの左右のところを見ていただきますと、小さな個室があるかと思うんですが、それがトイレになります。

【岡田委員】

これがトイレなんですね。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

ちょうどドアの形で。

【岡田委員】

わかりました。ありがとうございます。

そうすると、さらに多目的トイレはどこになるのでしょうか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

多目的トイレはですね、1階の昇降口に入って左側のところに多目的トイレ、給食室のちょうど下側のところです。

【岡田委員】

わかりました。ありがとうございます。

なぜこの質問をしたかという、LGBTの問題があって、文科省のほうが各学校に、特にトランスジェンダーの方への対応をということで、例えばトイレであっても、男性であるけれども

トランスジェンダーで男性トイレに入りにくいといった方は、多分、女子トイレに入らないので教職員のトイレを使わせるか、多目的しか使いようがないと思うんですね。それから、同じように更衣室も胸の隠れる水着を着たいと多分その方おっしゃるはずなので、そのためには体育館やプールのところの更衣室、または教室で更衣されるのかもしれないんですが、そのときに別のものを多分用意していく方向性が、これからですよ、出てくるので、そういうこともこれからあるんだろうなと思ったものですから、お聞きしました。

もう一つだけ、お願いします。ここはW i - F i は既に入っていますか。それとも入れようとされているのでしょうか。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

こちらは、W i - F i が入るような形で、今、施設をつくってございます。

【岡田委員】

素晴らしいですね。すごくいいというふうに思いました。

最後にもう一つ。日本医科大学さんからお借りできるということなんですけど、この医科大学さんの武蔵小杉病院というのは、いわゆる一次救急、二次救急とか確かありますよね。そのどれに当たる病院かわかりますか。

心配しているのは、救急車が頻繁に来る病院ですと、子どもたちが落ち着いて勉強する環境というのを考えたときに、もし、あまり音が気になるようですと、何か防音とか必要なのかなとかという、老婆心なんですけども、そんなことをふと思ってしまったものですから、ちょっとそのことを。わかる範囲でいいんですけれども。

【鈴木教育環境整備推進室担当課長】

申し訳ございません、日本医科大学は救急を、救急をされている病院ではあるんですけれども、その級、一級なのかどうかというのは把握は今していません。

【瀬川庶務課担当課長】

3次救急、救命救急センターがある病院です。

【岡田委員】

じゃあ、頻繁に救急車が来る可能性は。

【瀬川庶務課担当課長】

高度な症状の方を収容するところです。2次救急は、2次救急の病院もあるとは思いますが。

【岡田委員】

わかりましたです。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さんは、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第58号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第58号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

2時間近く経過しますので、ここで休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。10分ぐらいでよろしいですか。

では、あちらの時計で4時から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(15時50分 休憩)

(16時00分 再開)

議案第59号 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）について

【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

次に、「議案第59号 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）について」でございます。説明を生涯学習推進課担当課長にお願いいたします。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それでは、「議案第59号 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）について」御説明申し上げます。

本件につきましては、現在、宮前平にあります市民館・図書館を鷺沼駅周辺に移転する内容が計画に含まれておりますことから、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の第2条、「(4) 学校その他教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称に関すること。」は教育長に委任する事項から除かれておりますので、教育委員会にお諮りさせていただくものです。

はじめに、今回の取組のこれまでの経過について御説明させていただきますので、資料2をごらんください。こちらが基本方針（案）の本編でございますが、区役所や交通機能などについても含まれているものでございます。

1枚おめくりください。鷺沼・宮前平駅周辺地区は、本市総合計画において、「地域生活拠点」の一つとして位置づけられており、「民間活力を生かした駅前広場の再整備等による、鷺沼駅周辺

を中心に商業、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進」することとしております。

平成29年8月には、民間事業者で構成される「鷺沼駅前地区再開発準備組合」が設立され、再開発事業の検討が進められています。

この再開発は、本市総合計画の位置付けに即した取組でございまして、本市では、再開発による鷺沼駅前バスターミナルの拡充などの効果を活用し、宮前区全体の将来を見据えた取組を推進するため、平成30年2月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能の検討に関する考え方」を公表してから、関係団体等への説明・ヒアリングなど、多角的な区民意見の把握に取り組み、「鷺沼駅前に望まれる機能は何か」ということを検討してまいりました。

限られた検討期間ではありましたが、区民の皆様からこれまでに様々な場面でいただいた御意見や基礎調査、基礎調査では、現在の施設の継続利用と鷺沼駅周辺に移転した場合の立地特性や維持管理・運営面、コスト面などで比較を行い、総合的に整理・検討し、市としての考えを準備組合が進める再開発計画に反映されるため、このたび、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）」を取りまとめました。

議案書をごらんください。こちらは、基本方針（案）の第5章の「基本的な考え方」を教育委員会関係を中心にまとめたものでございます。

「1 公共機能の方向性」の「(1) 諸条件及び将来展望を踏まえた総括」でございしますが、「現区役所等へのアクセス性の課題」につきましては、高齢化は着実に進行しており、現在の区役所等への施設へのアクセス性の向上は、重要な検討課題です。

2つ目の「多様な市民意見」につきましては、今回の検討に対する期待や懸念など、多様な御意見をいただくとともに、意見交換会では、まちづくりのコンセプトや機能・サービスという観点から整理可能な未来志向のアイデアが寄せられるなど、今後の取組にもつながる御意見をいただきました。

3点目、「継続利用と移転の比較」につきましては、地形・地質をはじめとした立地条件については、それぞれメリット・デメリットがあるものの、両地域とも必要な災害対策が可能であり、被害想定では差異がありませんが、先んじて建物・設備を更新することによる更なる安全性や機能性の向上、再開発による交通広場の拡充等による交通結節機能の向上、都市機能の集積による利便性の向上は、立地特性として鷺沼駅周辺が持つ大きな優位性です。

4点目、「準備組合との調整」でございしますが、様々な市民意見等を踏まえて、準備組合に対し、検討を依頼し、その結果提示されたものについて、規模や利便性、安全性、まちづくりの方向性、市民意見の反映状況等という観点から、検討・確認を行い、方向性及び基本的な考え方を次のとおりまとめました。

2ページをごらんください。(2)の「方向性」でございしますが、アとして、将来的な少子高齢化の一層の進行を見据え、災害に強く、しなやかで多様なコミュニティを創出する宮前区のミライを展望し、民間事業者による再開発によって交通結節機能をはじめ、都市としての機能が向上する鷺沼駅周辺に、宮前区役所・市民館・図書館を移転・整備し、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成を図る。

イとして、民間事業者による再開発事業との連携により、民間施設と行政施設の相乗効果による機能・空間の実現を図り、文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出を図る。

ウとして、現区役所等施設・用地は、本市の貴重な財産として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた活用のあり方について、宮前区全体と周辺エリアの将来を見据え、市民参加で検討することとしております。

次に、「2 市民館・図書館機能の方向性等」でございますが、「(1) 目指す方向性」といたしましては、市民館・図書館が駅前に移転することにより、アクセス性の向上に伴う来館者の増加や、再開発により建設される同じ建物内の店舗や駅前商店街など商業施設・民間施設との近接による相互連携の可能性が生まれます。また、施設が更新されることで、新たな施設・設備を活用したサービスの可能性が広がることなど、この機会を最大限生かしながら、社会教育及び生涯学習にかかる環境を整備し、事業の充実やサービスの向上を目指していきます。

次に3ページをごらんください。「(2) 機能・サービス」についてでございますが、市民館では、市民の学習活動を支えるため、各種講座やイベント、学習相談等や、自主的な学習活動の場として施設の貸出を実施しています。図書館では、市民の主体的な学習を、資料・情報提供という側面から支援するため、図書を中心とした資料の収集や貸出を行うほか、おはなし会の実施など資料を活用した読書普及事業や地域課題を捉えた取組、また、学校図書館との連携などを行っております。今後もこれまで実施してきた市民館事業や図書館事業を継続するとともに、一体で移転する、区役所と連携した事業を実施することや、民間事業者等と連携した、幅広い生涯学習事業や図書館サービス、イベント等の実施、さらには、市民館・図書館の利用を目的としない人々が多く通行・滞在する立地上の利点を生かした情報発信によって、市民館・図書館に対する認知度や興味関心を高めるための取組を実施してまいります。施設整備にあたりましては、バリアフリーはもとより、他都市の先進事例も参考としながら、利用者のニーズに対応した環境整備を図ることで、施設・設備を活用した新たなサービスの検討を行ってまいります。

また、より多くの市民にとって、生涯学習や地域活動等への参加や、多様な人材との交流のきっかけをつくる場となるよう、気軽に館内に立ち寄れる雰囲気をつくるとともに、活動しやすい動線や諸室・機能配置などを検討してまいります。

「(3) 規模」につきましては、今後も生涯学習施設としての取組を推進していくため、現施設と同程度の施設規模を基本とします。

「(4) 整備位置、時期」につきましては、市民館・図書館機能は、民間施設との連携による相乗効果を生かすため、再開発が行われる駅前街区と北街区のうち、駅に近い駅前街区の低層部に整備します。平成31年度は、市民の皆様にとって魅力的な施設となるよう、市民館・図書館の導入機能に関し、より具体的な市民の皆様の御意見をいただきながら、宮前市民館・図書館の設置に関する基本計画の策定に向けた検討を進めてまいります。平成32年度から33年度に設計、平成33年度工事着手、平成37年度または平成38年度中の市民館・図書館の供用開始を目指し、今後も検討を進めてまいります。

次に、資料3をごらんください。ただいま御説明いたしました「基本方針(案)」につきましては、パブリックコメントにより市民から意見を募集いたします。期間は2月5日から3月6日までの30日間でございます。

パブリックコメント終了後、いただいた御意見等を参考にしながら、3月の教育委員会において「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」の決定にかかる議案を付議させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。
中村委員、どうぞ。

【中村委員】

2点お伺いしたいんですけれども。1点目はパブリックコメント等ということで、市民の皆さんの意見を反映させながら、よりよいものにしていくということはとても大事だと思うんですけれども、パブリックコメントを実施するということを多くの人に知っていただくために、どのようなことをされていかれるのかということ。もう一つは、こちらの「基本方針（案）」の2ページ目のところに、「新たなコミュニティの創出」ということが書かれていて、社会教育的にはコミュニティをつくっていくってことはすごく大事でして、今まであったところにもコミュニティがあって、その人たちが活動されてきたと思うんですけれども、コミュニティというものに対してどのように考えていかれる予定なのかということをお聞きしたいと思います。

【小林生涯学習推進課担当課長】

こちらのパブリックコメントの広報でございますけれども、市役所のホームページですとか、市政だより、かわさき情報プラザですとか、市内の区役所、支所、出張所、図書館、市民館等で閲覧可能だということでお知らせしてしているところでございます。

【玉井生涯学習推進課担当係長】

追加としまして、2月6日に市政だよりの特別号を新聞折り込みで予定しております。その中でパブリックコメントのお知らせと、市民説明会を今度の9日、10日でやる予定ですので、こちらの御案内もさせていただきます。

【小林生涯学習推進課担当課長】

コミュニティ施策につきましては、現在、川崎市でコミュニティ施策の素案、これからのコミュニティ施策の基本的考え方というものを、平成31年3月の策定に向けて、現在検討に取り組んでいるところでございます。

こちらの中で、官民間問わず多様な地域資源を活用しながら、気軽に集える場等を創出したり、民間施設との連携、機能追加の融合ですとか、新たな賑わいの促進について、今、検討しているところでございます。

【渡邊教育長】

中村委員、よろしいですか。

【中村委員】

ぜひ、いろんな市民の方の御意見を反映させながらコミュニティをつくっていくということを

大事にしながら、基本方針を考えていただければと、基本方針をこれからつくっていくに当たりまして、計画していただけるとありがたいと思います。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

この「基本方針（案）」の1ページに書いてありますとおり、「立地特性として鷺沼駅周辺が持つ大きな優位性」ということで、ただいまの説明の中に3点、安全性や機能性の向上、それから交通結束機能の向上、それから利便性の向上ということが挙げられていましたので、この辺が大変賛成とか、意見とかそういうことに、いろんな意見があっただろうと思うんですね。

ただ、先ほどパブリックコメントの中で、私はこの3ページのあたりの御意見がもっとたくさん集まるといいなと思ったのは、真ん中ぐらい、「機能・サービス」のところの「施設・設備を活用した新たなサービスの検討」、それから「活動しやすい動線や諸室・機能配置などを検討」と書いてあるんですが、この辺に市民のいろんな意見が集まるといいなと思いました。

1つは、中原区の中原図書館は私も活用していますが、駅近くということで動線としては、改札出るとすぐにエスカレーターで上がって非常に便利なんですね。非常に混みますけれども。増加で、来館者の。でも非常に利便性が高いので、実際、私なども使いやすく感じているので、そちらの新しく、もし意見をいただくとすると、この2つですね。新たなサービスとか、活動しやすい動線、諸室・機能配置、市民の意見をぜひ集めていただいて、まとめていただくのがいいのかなと、ちょっと感想として思いました。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

駅前にある、川崎駅の駅前の図書館ですとか、中原区の市民館・図書館なんかは交通の利便性はすごくいいところにもう建っている施設もあるわけですが、多分そこでもいいところと、なかなかまだうまくいっていないところとか、もし課題みたいなもの、あるかもしれないので、川崎市にある同じようなところのそういう課題のようなものも集めていただいて、計画に反映させていただければと思います。

ちょっと、私は中原市民館をすごく使っているんですけど、駅前ですごく使いやすいので、PTAなんかでとても使いやすいのはあるんですが、なかなかやっぱり、私自分の世代の人があまり利用している姿をなかなか多く見ないので、そのあたりやっぱり、駅近といっても、なかなか、さっき言ったコミュニティもつくるというふうにあると思うんですけど、たくさんいろんな世代の人がたくさんつかってもらえるような仕組みが、まだ工夫が必要なのかなと思うところをいつも感じていたので、そのあたりもぜひ新しい施設に盛り込んでいただければなというふうに思っております。

意見です。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいですか。

それでは、ただいまの議案第59号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第59号は原案のとおり可決いたします。

議案第60号 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の決定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第60号 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の決定について」でございます。説明を文化財課長にお願いします。

【服部文化財課長】

「議案第60号 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の決定について」、御説明いたします。

はじめに、これまでの経過についてでございますが、昨年9月に国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）について、教育委員会で決定をいただきまして、その後にパブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメントに寄せられました御意見、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会での学識者の御意見等を踏まえ、庁内検討委員会において計画案として取りまとめを行いました。

それでは、整備基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果と計画案について御説明申し上げます。

資料の「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）に関する意見募集の実施結果について」をごらんください。「2 意見募集の概要」でございますが、意見の募集期間は、平成30年10月11日から11月12日の33日間で、表のとおり実施いたしまして、「3 結果の概要」とおり、計16通、59件に及ぶ内容の御意見をいただきました。

「4 意見の内容と対応」についてでございますが、パブリックコメント手続きでは、計画内容をわかりやすくするための文言の整理及び図表の挿入についての御意見、施設整備に関する記載の追記・修正や整備の完成イメージ図の掲載等を行い、国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画を策定するものでございます。2ページをごらんください。意見の件数と対応区分の表のとおり、項目ごとに件数を整理してございます。詳細につきましては3ページ以降にございます「具体的な意見内容と意見に対する市の考え方【詳細】」に一覧表を載せておりますのでごらんいただければと存じます。

パブリックコメントを受けて計画案に反映する区分Aの御意見に対する市の考え方について、主な変更点を御説明申し上げます。

3ページをごらんください。「(1) 計画素案全般に関すること」につきまして、4番でございますが、昨年度策定いたしました保存活用計画において、パブリックコメントを実施して広く市民の意見を反映したことを記載してほしいとの御意見でございますが、議案の1ページをごらんください。「第1節 計画策定の沿革」の最後の段落のとおり、これまでに市民の意見を反映したことを追記いたしました。

次に、資料の4ページをごらんください。10番でございますが、短期計画の「整備内容」と「整備スケジュール」の表記の仕方についての御意見でございますが、議案の43ページをごらんください。ここから短期計画の記載でございますが、次の44ページをごらんください。素案では別々の表で示しておりました「整備内容」と「整備スケジュール」を、1つの表にまとめて見やすくし、併せて整備後のイメージ図の追加や完成予定時期も入れるなど、わかりやすく掲載いたしました。

次に、資料の5ページをごらんください。「(3) 動線・史跡の施設整備に関すること」につきまして、21番でございますが、ガイダンス施設の広さや地域説明会・小中学生の学習施設としての機能についての御意見でございますが、議案の38ページをごらんください。「(2) ガイダンス施設」について、「①想定される利用者」を追記いたしましたほか、次の39ページにイメージ図や他都市の事例の写真を追加して、理解しやすいようにいたしました。

こうした御意見のほかに、AR・VR、それから地形模型の整備などの御意見が寄せられておりますが、これらは来年度以降の基本設計や実施設計等で検討するものでございますので、今後の参考にさせていただきます。

また、今後につきましては、本日の教育委員会で決定をいただきましたら、来月2月6日の文教委員会に御報告し、来年度から短期計画第1期に着手して、積極的に取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

御意見を反映して、とても工夫してくださってありがとうございます。

定義とか、図とかイメージ図がとてもわかりやすいのではないかなと思いますので、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さんはよろしいですか。

それでは、ただいまの議案第60号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第60号は原案のとおり可決いたします。

議案第61号 公文書開示請求に対する不作為に係る審査請求についての裁決について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第61号は原案のとおり可決された。

議案第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第62号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、議案62号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取につきまして、御説明申し上げます

はじめに、資料1をごらんください。下段の参考にございますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただき資料2をごらんください。こちらは、平成31年度第1回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件の一覧で、来月12日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

はじめに、平成31年度川崎市一般会計予算についてでございますが、教育費に係る部分の詳細につきましては、来月8日の教育委員会におきまして御説明いたしますので、本日は、その概況について、御説明申し上げます。

それでは、資料3、A3横の資料でございますが、資料3の左側をごらんください。

平成31年度教育費の当初予算は、1,101億1,793万3,000円で、前年度と比較して、7億7,740万1,000円の減となっており、これは主に、教育施設整備費の減によるものでございます。

項番1のグラフは、「教育費財源内訳」で、市税等の一般財源や市債、国庫支出金などの財源内訳をあらわしたものの、項番2のグラフは、「教育費の年度別推移」で、概ね10年間の教育費の推移をあらわしたものの、項番3のグラフは、「費目別歳出予算額」で、費目別の予算額をあらわしたものとなっております。

資料3の右欄、「平成31年度教育費予算（案）主要施策」をごらんください。こちらは、平成31年度の教育費予算（案）を「かわさき教育プラン 第2期実施計画」の基本政策・施策に沿って分類したものでございます。

特に、金額の増減の大きなものについてでございますが、項番5の教育の情報化の推進では、校務支援システムの更新等により、約2億円の増、項番9の安全安心で快適な教育環境の整備では、学校施設長期保全計画に基づく工事や、学校トイレ快適化事業の実施により、約5.6億円の増、項番10の児童生徒増加への対応では、小杉小学校の完成などにより、約6.8億円の減、項番11の学校運営体制の再構築では、指導教材の購入により、約3億円の増、項番16の自ら学び活動するための支援の充実では、図書館改修事業費の減により、約7,000万円の減、項番17の生涯学習環境の整備では、社会教育施設補修事業費等の増により、約1億3,000万円増、項番18の文化財の保護・活用の推進では、橘樹官衙遺跡群の保存活用計画に基づき、史跡指定地の公有地化や活用を行う経費の増により、約3億5,000万円の増となっております。

次に、1枚おめくりいただき資料4をごらんください。こちらは、平成31年度の教育委員会事務局の主な事業を記載したものでございます。

左欄上段、『『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進』では、キャリア在り方生き方教育の推進として、計画的・系統的な実施に向けた取組を推進するほか、確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組として、新学習指導要領を踏まえ、小学校の英語教科化等に対応した指導体制の整備や、ALTの増員を行うとともに、学校司書の配置校を35校に拡充してまいります。また、健康給食の推進として、「健康給食」の取組を推進するとともに、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的、計画的な食育を推進してまいります。

中段にまいりまして、「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」では、特別支援教育の充実として、小中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒を対象とした看護師の学校訪問について、ニーズに応じた支援を推進してまいります。

下段にまいりまして、「安全で快適な教育環境の整備」では、学校安全対策の推進と教育環境の整備として、学校トイレの改修を進め、34年度までに全校のトイレの快適化を実施するとともに、ブロック塀の安全対策などを進めてまいります。

右欄にまいりまして、引き続き、学校施設長期保全計画の推進として、同計画に基づく工事を実施してまいります。児童生徒の増加に対応した教育環境の整備として、木月小学校の校舎増築設計に着手するほか、新川崎地区における小学校新設に向けた取組を進めてまいります。

その下、「学校の教育力の向上」では、ふるさと応援寄附金の活用として、学校を指定して寄附することができる「学校ふるさと応援寄附金」の新設、地域等による学校運営への参加促進として、コミュニティスクールを15校に拡充して実施、学校運営体制の再構築として、法的なアドバイスを専門に担当する職員の配置や、事務支援員や部活動指導員を拡充して配置するとともに、学校へ留守番電話を整備し、教員の負担軽減などに努めてまいります。

中段にまいりまして、「家庭・地域の教育力の向上」では、地域の寺子屋事業の推進として、地

域の寺子屋を98カ所に拡充し、随時開講してまいります。

その下、「自ら学び、活動するための支援」では、生涯学習環境の整備として、学校施設の更なる有効活用など、市民の生涯学習環境の整備を図るとともに、(仮称)川崎市民館・労働会館の整備や、鷺沼駅前地区再開発事業に伴う市民館・図書館の移転に向けて、それぞれ基本計画を策定してまいります。

下段にまいりまして、「市民の文化芸術活動の振興」では、文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりの推進として、橘樹官衙遺跡群の保存活用計画に基づく史跡指定地の公有地化及び活用や、整備基本計画に基づく整備を進めるとともに、各博物館施設の魅力向上につながる事業を展開してまいります。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料5をごらんください。平成30年度川崎市一般会計補正予算(案)についてでございますが、教育費予算の補正額については、27億3,657万3,000円となっております。

項番1の歳入歳出予算では、義務教育施設整備費におきまして、27億3,657万3,000円の増額補正を行うもので、これは国庫補助の認承増を受けまして、学校施設長期保全計画に基づく校舎再生整備を前倒しして執行するもの、国の補正予算による国庫補助の認承増を受けまして、空調設備改修及び万年塀の撤去、新設を前倒しして執行するもの、及びアスベスト含有仕上げ塗材に対応するため、工事費を増額するもの、裏面にまいりまして、項番2の繰越明許費では、社会教育費におきまして、橘樹官衙遺跡群用地購入を行うため、1億2,399万5,000円を、また、教育施設整備費におきまして、歳入歳出予算で補正を行う校舎再生整備を31年度に執行するためなど、47億4,993万6,000円をそれぞれ、繰り越すものでございます。

次に、1枚おめくりいただき資料6をごらんください。こちらは、条例議案及び事件議案でございます。はじめに、「川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料記載のとおり改正するもので、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

次に、「小杉小学校の建物の取得について」でございますが、こちらは、小杉小学校の建物を買い入れるものでございます。

議案第62号の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

また、次回の2月8日に詳細については御説明いただけるということでよろしいですね。

【森庶務課長】

はい。

【渡邊教育長】

それではただいまの議案第62号でございますが、異議のないものを回答するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【渡邊教育長】

それでは、議案第62号につきまして、異議のない旨を回答するようにいたします。

9 閉会宣言

【渡邊教育長】

それでは、本日の会議はこれもちまして終了いたします。大変お疲れさまでした。

(16時45分 閉会)